○通商産業省・運輸省告示第一号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）を実施するため、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法認定実施要綱（平成十一年通商産業省・運輸省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日

通商産業大臣　深谷　隆司
運輸大臣　二階　俊博

第二条第三項及び第五条第三項を削る。

○通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第一号

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令（平成十二年通商産業省・運輸省・建設省・自治省令第一号）第二号の規定に基づき、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定める規定を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

通商産業大臣　深谷　隆司
運輸大臣　二階　俊博
建設大臣　中山　正暉
自治大臣　保利　耕輔

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第一号）の規定

附　則

1　この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

○運輸省告示第百七十二号

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和二十八年運輸省令第五十一号）第十五条第三項の規定に基づき、海運企業財務諸表準則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

運輸大臣　二階　俊博

海運企業財務諸表準則の一部を改正する告示

海運企業財務諸表準則（昭和二十九年運輸省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める。

第二十二条第二号を次のように改める。

二　損失金処理額

1　任意積立金取崩額

2　その他の資本剰余金取崩額

2　平成八年通商産業省・建設省・運輸省・自治省告示第一号（老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令第二号の規定に基づく通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が定める規定を定める件）は、廃止する。

○運輸省告示第百七十一号

公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条の規定に基づき、甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（平成二年四月二日運輸省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成十二年三月三十一日

運輸大臣　二階　俊博

題名を次のように改める。

公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示

本文中「第三十二条第三号」を「第三十二条第一号」に改める。

別表第一石川県の項中「半浦」を「半ノ浦」に改め、同表山口県の項中「三田尻」を「三田尻中関」に改め、同表愛媛県の項中「三島・川之江」を「三島川之江」に改め、同表長崎県の項中「比田勝　舟志」を「比田勝　峰」に改め、「奈留島相の浦」を「相の浦」に改め、「カジメ」を「カヅメ」に改め、同表宮崎県の項中「外の浦」を「外浦」に改め、同表鹿児島県の項中「前ノ浜」を「前之浜」に改め、同表沖縄県の項中「北（北大東）江崎　西（北大東）」を「北大東」に改め、「北（南大東）　亀池　西（南大東）」を「南大東」に改め、「来間・前浜」を「来間前浜」に改める。

附　則

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

3　利益準備金取崩額

4　資本準備金取崩額

第四十条第二項中「親会社株式」を「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券に該当する株式及び親会社株式」に改める。

第四十八条の次に次のように改める。

第四十八条　削除

第五十八条中「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改める。

第五十九条の二を次のように改める。

第五十九条の二　削除

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二　資本の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の評価差額は、第二十五条の規定にかかわらず、その他の剰余金又は欠損金の次にその他有価証券評価差額金の科目を別に設けて記載する。

別表第一号表中「退職給与引当金繰入額」を「退職給付引当金繰入額」に改める。

別表第三号表中

「(1) 任意積立金繰入額	××	
1　偶発損失積立金繰入額	××	
2　配当平均積立金繰入額	××	
3　………	××	×××」
(2) その他の資本剰余金繰入額		×××」
(3) 利益準備金繰入額		×××」
(4) 資本準備金繰入額		×××」

を

「(1) 任意積立		
1　偶発損		
2　配当平		
3　……		
(2) その他の		
(3) 利益準備		
(4) 資本準備		

金取崩額

失積立金取崩額　××

均積立金取崩額　××

……　××　×××

資本剰余金取崩額　×××

金取崩額　×××」

に改める。

別表第四号表中「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に、「その他の剰余金（又は欠損金）合計　××××」を「VI　その他有価証券評価差額金　××××」に改める。

別表第十六号表中「退職給与引当金繰入額」を「退職給付引当金繰入額」に改める。

別表第十九号表中

「任意積立金繰入額	損失のてん補に充当した任意積立金」
その他の資本剰余金繰入額	損失のてん補に充当したその他の資本剰余金」
利益準備金繰入額	損失のてん補に充当した利益準備金」
資本準備金繰入額	損失のてん補に充当した資本準備金」

を